

平成28年稲敷市農業委員会第3回総会

〔4月11日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程 2 農地法第3条第1項の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 4 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 日程 5 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 日程 6 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
 - 日程 7 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
 - 日程 8 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
 - 日程 9 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について
 - 日程10 現況証明願に対する証明書の交付について
 - 日程11 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
 - 日程12 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）
 - 日程13 平成28年度稲敷市標準農作業料金の承認について
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 報告第5号
- 日程 7 議案第1号
- 日程 8 議案第2号
- 日程 9 議案第3号
- 日程10 議案第4号
- 日程11 議案第5号
- 日程12 議案第6号
- 日程13 議案第7号

出席委員

1 番	古 澤 真 和 君	1 7 番	坂 本 富 男 君
2 番	遠 藤 一 行 君	1 8 番	濱 田 昭 一 君
3 番	高 須 一 郎 君	1 9 番	横 田 悌 次 君
4 番	加 納 昭 君	2 0 番	宮 本 善 助 君
5 番	根 本 脩 君	2 1 番	飯 塚 恒 雄 君
6 番	小 貫 和 子 君	2 2 番	篠 崎 惣 壽 君
8 番	山 本 陽 子 君	2 3 番	澤 邊 雅 之 君
1 0 番	村 山 文 雄 君	2 4 番	野 口 克 行 君
1 1 番	関 口 邦 子 君	2 5 番	篠 崎 文 夫 君
1 2 番	山 口 幸 一 君	2 7 番	飯 沼 喜 見 古 君
1 3 番	森 田 康 君	2 8 番	墳 本 典 勇 君
1 4 番	木 内 昌 秀 君	2 9 番	松 本 文 雄 君
1 5 番	坂 本 雅 美 君	3 0 番	足 立 久 美 子 君
1 6 番	宮 本 昇 君	3 1 番	黒 田 仁 君
		3 2 番	川 島 昇 君

欠席委員

7 番	吉 岡 一 仁 君
9 番	松 田 守 君
2 6 番	山 下 恭 一 君

出席説明委員

農業委員会事務局長	諸 岡 祐 一
農業委員会事務局長補佐	大久保 健 一
農業委員会事務局係長	油 原 雅 人
農業委員会事務局主査	宮 本 昭

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

午後 3 時開会

○**農業委員会事務局長（諸岡祐一君）** それでは、ただいまから、平成28年4月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくをお願いいたします。

○**議長（加納 昭君）** それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

本日の出席委員は、29名です。欠席委員は、7番吉岡一仁君、9番松田守君、26番山下恭一委員、の3名であります。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○**議長（加納 昭君）** 最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（加納 昭君）** 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、28番、墳本典勇委員、29番、松本文雄委員の両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○**議長（加納 昭君）** それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

諸岡事務局長

○**農業委員会事務局長（諸岡祐一君）** 1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、押砂字下野、田1筆、1,798平方メートルでございますが、茨城県農林振興公社が行う中間管理事業特例事業により、所有権の移転を行うものです。

受理番号2番、福田字福田、田2筆、8,011平方メートルでございますが、同じく、茨城県農林振興公社が行う中間管理機構特例事業により、所有権の移転を行うものです。

受理番号3番、村田字中央西ほか1地区、田9筆、24,741平方メートルでございますが、同じく、茨城県農林振興公社が行う中間管理機構特例事業により、所有権の移転

を行うものです。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

諸岡事務局長

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君） 2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動届出について」でございます。受理番号1番から受理番号14番までを一括して報告いたします。1ページから12ページになります。

本届出は被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作または作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。内容の詳細につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程 4 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第3号、「農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

諸岡事務局長

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君） 13ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございます

受理番号1番、柴崎字居鑓、田2筆、967平方メートルでございますが、申請地に延べ床面積527平方メートルの倉庫1棟を建築するものでございます。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

**日程 5 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転
用届出について**

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

諸岡事務局長

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君） 14ページをお開き願います。

報告第4号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番、江戸崎字金上台、畑1筆、316平方メートルでございますが、申請地を駐車場用地として使用するため届出があったものでございます。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

**日程 6 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通
知について**

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第5号、「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

諸岡事務局長

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君） 15ページをお開き願います。

報告第5号、「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、中山字曾根、田2筆、5,750平方メートルでございますが、双方の都合により合意解約するものでございます。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君） 16ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について」売買による所有権移転5件でございます。

受理番号1番，村田字中央西ほか1地区，田9筆，24，741平方メートル，

受理番号2番，押砂字下野，田1筆，1，798平方メートル，

受理番号3番，福田字福田，田2筆，8，011平方メートル，についてでございますが、それぞれ農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

受理番号4番，八筋川字八郎田，田1筆，2，205平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

17ページをお開き願います。

受理番号5番，神宮寺字神宮寺ほか2地区，田2筆，畑1筆，2，319平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

以上5件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。なお受理番号1番から3番は、茨城県農林振興公社の案件ですので調査報告を省略いたします。受理番号4番について、関口委員より報告をお願いいたします。

○11番（関口邦子君） 11番，関口です。受理番号4番について説明をいたします。4月7日に受人の調査をいたしました。申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機4台を所有しております。農作業従事日数は、300日であります。経営面積1，415アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，次に受理番号5番について，坂本雅美委員より報告をお願いいたします。

○15番（坂本雅美君） 15番，坂本です。受理番号5番について報告いたします。4月8日に高須委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は，共有でトラクター2台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は150日であります。経営面積190アールであります。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君） 18ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、下太田字池、田1筆、1、708平方メートルについてでございますが、申請人が資材置場用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、阿波崎字前畑、畑1筆、300平方メートルについてでございますが、申請人が自己住宅用地に転用するものでございます。申請地は非線引区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、江戸崎字野々入、畑3筆、3、499平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号4番、佐倉字佐倉原、畑1筆、510平方メートルについてでございますが、申請人が自己住宅用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号5番、伊佐津字富士台、畑2筆、2、302平方メートルについてございま

すが、申請人が資材置場用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

19ページをお開き願います。

受理番号6番、浮島字内妙岐、田1筆、2,495平方メートルについてでございますが、申請人が資材置場用地に転用するものでございます。申請地は非線引区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号7番、上根本字原、畑1筆、310平方メートルについてでございますが、申請人が駐車場用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号8番、結佐字逆川、田1筆、309平方メートルについてでございますが、申請人が駐車場用地に転用するものでございます。申請地は非線引区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○32番（川島昇君） 32番、川島です。受理番号1番について、さる5日、古澤委員と事務局で、現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、資材置場用地として利用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく慎重、審議をお願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい、次に、受理番号2番について、根本委員より報告をお願いいたします。

○5番（根本脩君） 5番、根本です。受理番号2番について、さる5日、黒田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく慎重、審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に、受理番号3番について、横田委員より報告をお願いいたします。

○19番（横田悌次君） 19番、横田です。受理番号3番について、さる5日、山下委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり

で間違いはなく、太陽光発電事業施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に、受理番号4番について、宮本善助委員より報告をお願いいたします。

○20番（宮本善助君） 20番、宮本です。受理番号4番について、さる5日、松田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく慎重、審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に、受理番号5番について、濱田委員より報告をお願いいたします。

○18番（濱田昭一君） 18番、濱田です。受理番号5番について、さる5日、古澤委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく慎重、審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に、受理番号6番について、関口委員より報告をお願いいたします。

○11番（関口邦子君） 11番、関口です。受理番号6番について、さる5日、加納委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく慎重、審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に、受理番号7番について、山口委員より報告をお願いいたします。

○12番（山口幸一君） 12番、山口です。受理番号7番について、さる5日、吉岡委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく慎重、審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に、受理番号8番について、私、加納より報告をいたします。

○4番（加納 昭君） 4番，加納です。受理番号8番について，さる5日，坂本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく，駐車場用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりに，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく慎重，審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第2号，「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は，申請書のとおりに許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は，申請書のとおりに許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして，議案第3号，「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君） 20ページをお開き願います。

議案第3号，「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番，江戸崎字神倉，田8筆，現況田4筆，7，516平方メートルについてでございますが，申請人が電力会社の都合により発電出力を縮小するものであります。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外，土地改良区域外であり，農地区分は第2種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番，江戸崎字野々入，畑3筆，17，242平方メートルについてでございますが，申請人が土地造成の変更により発電出力を縮小するものであります。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外，土地改良区域外であり，農地区分は第2種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で，

議案第3号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番から2番について、横田委員より報告をお願いいたします。

○19番（横田悌次君） 19番、横田です。受理番号1番、2番について、さる5日、山下委員と事務局で、現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、それぞれ電力会社の都合と造成工事計画の変更により、発電出力を縮小するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 10 議案第4号「現況証明願に対する証明書の交付について」

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本昭君） 21ページをお開き願います。

議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」、非農地証明書の交付9件でございます。

受理番号1番から6番までの6件につきましては、同一内容の案件でございますので一括で説明をさせていただきます。非農地証明書6件について、それぞれの土地所有者より申請があったものです。堀川字西ノ台、外1地区、畑7筆、3、920平方メートルについて、登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。今回の申請地は昨年12月の定例総会において審議された農地の隣接地で、「稲敷市農業委員会非農地証明交付基準」

の非農地に該当するものと思われます。

つづきまして、受理番号7番，中山字後畑，畑1筆，408平方メートルについて，登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。申請地は，20年以上前より農業用倉庫として利用されております。撮影年月日，平成1年10月9日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

22ページをお開き願います。

受理番号8番，古渡字寺の内，田1筆，357平方メートルについて，登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。申請地は，20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日，平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号9番，江戸崎字石橋，畑1筆，598平方メートルについて，登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。申請地は，20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日，平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。以上で，議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番から6番について，川島委員より報告をお願いいたします。

○32番（川島昇君） 32番，川島です。受理番号1番から6番については，昨年12月21日，新利根地区農業委員と加納会長，高須会長代理，及び事務局により，現地調査をした農地の隣接地で，その時と同様に農地は荒廃しており，周辺の状況からみても，耕作することは困難であり，今後も耕作の見込みがないことから，非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，次に受理番号7番について，遠藤委員より報告をお願いいたします。

○2番（遠藤一行君） 2番，遠藤です。受理番号7番について，さる5日，吉岡委員と山口委員と，それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果，事務局の説明のとおりで間違いはなく，20年以上前から農業用倉庫として利用されており，国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，次に受理番号8番について，野口委員より報告をお願いいたします。

○24番（野口克行君） 24番，野口です。受理番号8番について，さる5日，坂本委員と高須委員，それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく，20年以上前から宅地敷地として利用されており，国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地として判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号9番について，宮本善助委員より報告をお願いいたしま

す。

○20番（宮本善助君） 20番，宮本です。受理番号9番について，さる5日，澤邊委員と松田委員，それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく，20年以上前から宅地敷地として利用されており，国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地として判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい，これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより，議案第4号，「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は，申請のとおり，証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって，申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 11 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） 続きまして，議案第5号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議案といたします。事務局の説明をお願いします。

大久保補佐

○農業委員会事務局長補佐（大久保健一君） 23ページをお願いいたします。

議案第5号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は，農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定です。今回は，新規設定が13件，45筆，89，339平方メートル，再設定が27件，95筆，202，666平方メートル，合計，40件，140筆，292，005平方メートルについての利用権の設定です。新規設定について，ご説明をさせていただきます。

受理番号1番，堀川字草切ほか2地区，田4筆，設定面積6，540平方メートル，新規設定で，利用目的が水稻，期間が10年，小作料は10アール当たり，2俵，設定を受ける方は，経営面積601アールの水稻を作付けする農家で，農作業従事日数180日の認定農業者です。

受理番号2番，中山字曾根，田2筆，設定面積5，750平方メートル，新規設定で，利用目的が水稻，期間が9年，小作料は10アール当たり，2俵，設定を受ける方は，経営面積799アールの水稻を作付けする農家で，農作業従事日数150日の認定農業者です。

受理番号3番，大田字舟戸前，田1筆，設定面積3，651平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が3年，小作料は10アール当たり，1.5俵，設定を受ける方は，経営面積1，220アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号4番，柴崎字寄居下ほか1地区，田4筆，設定面積13，050平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が5年，小作料は10アール当たり，1.5俵，設定を受ける方は，受理番号3番と同じ方でございます。

受理番号5番，大田字中曽根，田1筆，528平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が10年，小作料は10アール当たり，1.5俵，設定を受ける方は，受理番号3番及び4番と同じ方でございます。

受理番号6番，八筋川字八郎田，田2筆，現況田1筆，合計，田3筆，設定面積11，678平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が9年，小作料は10アール当たり，22，000円，設定を受ける方は，経営面積598アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号7番，境島字萩原，田4筆，2，973平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が9年，小作料は10アール当たり，2俵，設定を受ける方は，受理番号6番と同じ方でございます。

受理番号8番，八筋川字八郎田，田2筆，4，205平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が9年，小作料は10アール当たり，22，000円，設定を受ける方は，受理番号6番及び7番と同じ方でございます。

受理番号9番，中島字小中島ほか3地区，田9筆，現況田1筆，合計，田10筆，設定面積8，108平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が10年，小作料は10アール当たり，2俵，設定を受ける方は，経営面積929アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数300日の認定農業者です。

受理番号10番，浮島字関谷，田1筆，設定面積991平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が10年，小作料は10アール当たり，2俵，設定を受ける方は，経営面積2，568アールの水稲等を作付けする農家で，農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号11番，結佐字上結佐ほか1地区，田4筆，設定面積7，089平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が10年，小作料は10アール当たり，2俵，設定を受ける方は，経営面積263アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数300日の農業者です。

25ページをお願いいたします。

受理番号12番，町田字関場，田3筆，設定面積8，387平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が10年，小作料は10アール当たり，40，000円，設定を受ける方は，経営面積3，141アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数250日の認定農業者です。

受理番号13番，戊渡字中ほか1地区，田6筆，設定面積16,389平方メートル，新規設定で，利用目的が水稻，期間が10年，小作料は10アール当たり，2俵，設定を受ける方は，経営面積281アールの水稻を作付けする農家で，農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号14番から40番までは，すべて再設定になります。詳細につきましては，議案書のとおりでございます。以上，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。ご説明は以上でございます。

○議長（加納 昭君） はい，これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は，原案のとおり決定いたしました。

日程12 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について （利用権転貸）

○議長（加納 昭君） 続きまして，議案第6号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を議案といたします。事務局の説明をお願いします。

大久保補佐

○農業委員会事務局長補佐（大久保健一君） 31ページをお願いいたします。

議案第6号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」です。今回は，再設定が1件，2筆，設定面積14,997平方メートル，稲敷市農業公社を介しての利用権設定です。再設定ですので，詳細については，議案書のとおりです。よろしくご審議をお願いいたします。ご説明のほうは以上でございます。

○議長（加納 昭君） はい，これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を採決いたします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程13 議案第7号 平成28年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第7号、「平成28年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について」を議案といたします。事務局の説明をお願いします。

大久保補佐

○農業委員会事務局長補佐（大久保健一君）32ページをお願いいたします。

議案第7号、「平成28年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について」でございます。

平成28年3月1日に、関係機関出席の下、開催されました、「平成28年度農作業利用料金の検討会」におきまして、本年度は料金の改訂をせず、前年度と同様とすることになりました。この検討会の結果を受けまして、本日も提案させていただくものでございます。また、標準農作業利用料金額につきましては、窓口にチラシ等を置き、ホームページでも周知の予定です。ご説明は以上でございます。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第7号、「平成28年度稲敷市標準農作業利用料金の承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは異議なしと認めます。

